# 第10回 長岡地域任意合併協議会

会議録

# 第10回長岡地域任意合併協議会会議録

- 1 会議を開催した日時及び場所
  - ・日 時 平成15年12月8日(月) 午後5時30分から
  - ・場 所 パストラル長岡
- 2 会議出席委員の氏名

| 森   | 民夫   | 馬場淵 | 里一郎 | 樋山 | 粂男 | 大野 | 勉  |
|-----|------|-----|-----|----|----|----|----|
| 遠藤鐼 | 1000 | 長島  | 忠美  | 大橋 | 義治 | 二澤 | 和夫 |
| 外山  | 康男   | 佐々オ | 卜保男 | 熊倉 | 幸男 | 米持 | 昭次 |
| 坂牧亨 | ≅一郎  | 小熊  | 正志  | 大地 | 正幸 | 平林 | 豊作 |
| 鈴木  | 正一   | 五十嵐 | 嵐亮一 | 今泉 | 實  | 石坂 | 敏雄 |
| 伊佐  | 文也   | 大桃  | 健三  | 小方 | 保  | 関  | 正史 |
| 高野  | 哲四   | 野田  | 幹男  | 田村 | 巖  | 朝日 | 由香 |
| 佐藤  | 織江   | 北村  | 公   | 池田 | 守明 | 高森 | 精二 |
| 鑓水  | 義慎   | 小林  | 民雄  | 大矢 | 治雄 | 小池 | 進  |
| 高野  | 徳義   | 平野  | 保雄  | 池島 | 寛  | 中沢 | 清  |
| 鈴木  | 隆三   |     |     |    |    |    |    |

以上 41名

会議冒頭に任意合併協議会離脱を表明したのち退席 久住 時男 山本 俊一

(欠席委員の氏名)

五十嵐 徹 樋口 章一 酒井 利幸 豊口 協

以上 4名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

## 事務局(北谷)

ただいまから第10回長岡地域任意合併協議会を開催いたします。

私、本日の進行を務めます任意合併協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

# 会長(森 民夫)

委員の皆様におかれましては、年末の大変慌ただしい中、急な参集にもかかわりませずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。この協議会も10月7日で一応の区切りとしていたわけでございますが、急な審議事項がある場合は再度協議会を開催するということにしていたわけでございまして、そのことを踏まえまして、各市町村でさまざまなその後動きがございましたので、開催をさせていただきました。既に皆様方も新聞などでご存じのことと思いますが、見附市が住民アンケート調査を行った結果、協議会を離脱したいとのことでございます。まず、見附市長さんからこのことにつきまして、その経過などについてご説明いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

委員(久住時男)

久住でございます。

長岡地域任意合併協議会の副会長という立場でこの任意合併協議会、この地域の合併をする姿を求めて努力してきたつもりでございますが、見附市長という立場でこの方向に対しまして、見附市民に対し、民意を問うという形でアンケート調査をさせていただきました。その結果として、まだ不安を払拭し切れないという意味なんでしょうけれども、多くの反対という意見が現実的に出まして、民意としてこれを私どもは法定協に入るという形のものは今回離脱せざるを得ないという形で判断をさせていただきました。これから私は、見附の市民がやはり合併という形でよりも、厳しいけれども、市単独で自立するというものを一生懸命頑張ってみようという覚悟を今回決めたということだと把握をしております。

ただ、このために一生懸命やりますが、私ども見附市はいずれにいたしましても、この中越地区という地域間競争の中で魅力を出して生き残らなければいけない、この地域の中にあることは事実でございますし、この地域の中で私どもの役目をしっかりつかんだ上で、皆さんの中でやっぱり見附市の魅力というものがあることが相乗的にこの地域の魅力になる、その努力を今後も続けていきたいと思っておりますので、ぜひその面でこれからもよろしくおつき合いいただきたいと思いますし、より長岡市と並びましても、もっとダイナミックな連携の中でお互いに提携をさせていただく、そういう連携をさせていただく仕事をさせていただければありがたいと思います。副会長という立場で大変苦渋はございますけれども、皆さんの話し合いがより一層、より豊かな話になりますように祈念を申し上げますが、私の見附市の事情という形のものをとりあえずご報告という形にさせていただきます。これからどうぞご了承いただきまして、これからも末永くおつき合いいただければありがたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

# 会長(森 民夫)

ただいま説明いただきました、これまで協議を進めてまいりました8市町村がそろって法定協議会に 進みたかったわけでございますが、見附市として決断をされたとのことでございます。協議会としても 脱退を了解することとしたいと思います。

ただ、私アンケート結果拝見いたしますと、確かに反対は多かったんですが、反対した方の理由の中で、60%超える方が合併すると住民負担が高くなるという理由を挙げておられたのがちょっと気になっておりまして、自立の道を歩むとなりますと、合併すると住民負担が高くなるということではなくて、自立の道はかなり厳しい道ですから、むしろそちらの方が負担が高くなる可能性が大きいように思います。そうなりますと、またこれから市政の運営の中で、そうした今回のアンケートで誤解が出た点で、いろいろ説明されるんでしょうけど、その過程の中でまた民意の変化とか、そういうのが見られた段階で、その時点では新しい市ができているわけでございますが、何年か後にまた合流するということも含めて、可能性があるのかどうかということについて多少お聞かせ願えればというふうに思いますが。

#### 委員(久住時男)

そのアンケート結果の分析のことでございますが、私自身は、また市としての説明会にはその形を申し上げたつもりでございますが、やはりそのご理解をいただけなかった点が多少あるということと、それからこれからは逆に自立をするというのは相当厳しいことであるということを、やっぱり私どもも勉強しながら、または市民に対して十分伝えていくというのを続けていく中で、そして自立という形で何とか皆さんに迷惑かからない形で、やっぱり中越地区の魅力という一つのきらりと光るまちであるということを何とか見つけたいと思っております。鋭意その努力をしていかなければいけないと思っておりますが、事前に十分に努めなかったという面は私の中では多少考えております。

ただ、将来につきましても、先のことはわかりませんが、そういう努力する中でそういうことがあるかもしれませんが、そのときはそのときでまた一生懸命お話し合いさせていただければ幸いと思いますが、今はとりあえずご迷惑かけない形で何とかやっていけるというのに市民全体で頑張ってみたいということでございますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

#### 会長(森 民夫)

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、見附市長さんと助役さんにはどうもありがとうございました。これにて退席していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。事務局の方からよろしくお願いいたします。 事務局(北谷)

本日も過半数の委員の皆様からご出席いただいておりますので、規約第6条第3項に基づきまして、 会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日お配りした資料のご確認をいただきたいと思います。次第と報告1から3まででございま

す。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長よりお願いいたします。

議長(森 民夫)

それでは、報告(1)、協議会委員等の変更についてでございます。

これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局(北谷)

委員の変更でございますが、11月2日付で小国町の五十嵐助役が就任されましたので、規約に基づきまして、協議会委員にご就任いただくことになります。

以上です。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

恐らく任意協議会は今回が最後になると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に移りたいと思います。

報告の(2)、協議会報告書の変更についてでございます。

これについて事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局(高橋)

(2)、協議会報告書の変更についてでございます。

お手元にお配りしてございます冊子となっております合併協議会の報告書と、それから報告(2)、 協議会報告書の変更についてをお出しください。恐縮ですが、座って説明をいたします。

まず、資料1、1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますが、資料1とそれから協議会報告書の3ページをお開きください。協議会報告書の3ページの下の方に、8市町村で合併した場合の人口について、65歳以上、15歳以上65歳未満、15歳未満という区分で記載しているのがございます。この部分が見附市さんが抜けられることによって変更になります。それが資料の1でございます。左側の方に8市町村の場合、右側の方に7市町村の場合とございますが、基本的にはほとんど変わらない結果となりました。合併の5年目以降につきまして、65歳以上の人口の率が若干少なくなるような結果となりましたが、基本的にはほとんど変わらないという結果でございます。

続きまして、その隣のページの4ページ、協議会報告書の方の4ページ、それから資料の方は資料2、3ページでございます。こちらをお開きください。ここでは財政試算についてでございますが、見附市を除いた7市町村でシミュレーションを行ったものでございます。前提条件につきましては、以前お話ししたとおり内容については変えない形でシミュレーションしておりますが、8市町村の場合には中核市ということでシミュレーションしておったものでございますが、今回につきましては、特例市というような形で整理をしたものでございます。

結果でございますが、下の方にございます合併した場合というところの欄外に米印で表記してあると

ころがございますが、8市町村の場合と7市町村の場合と比較しますと、8市町村の場合では平成27年度、合併後11年目から単年度で赤字となったものでございますが、7市町村で試算をしました結果、平成28年度、合併後12年目から単独で赤字となる、つまり1年間赤字となる年数が延びるというような結果になりました。

また、累計でございますが、合併した場合の表の一番右下ごらんください。平成36年度、合併20年目に50億円の黒字が確保されるという形になっておりますが、8市町村で計算したときには28億という形の試算でしたので、22億円ほど7市町村で計算したときの方が黒字の金額がふえるというような結果になっております。

続きまして、資料の3でございますが、協議会の報告書の6ページとこの資料の3が対応しておりますので、協議会の報告書の6ページをあわせてごらんをいただきたいと思います。ここでは、中核市になった場合の事務のメリットを報告書の中で整理をしておったわけですが、7市町村になったことから、人口が30万を上回らない形になりますので、結果として中核市という区分には該当しないことになります。ただ、20万人の人口を超えますと、いわゆる一般市よりも県から権限が移譲されます特例市という区分に該当いたします。それを整理したものが資料の3でございます。特例市に移行しますと、環境保全行政に関する事務、それから都市計画行政に関する事務、産業経済行政に関する事務、これらのものが、主なものを挙げておりますが、これらの事務が県から移譲されるような形になります。

例えば環境保全行政に関する事務としましては、ここに記載のとおりでございますが、騒音、振動、 悪臭を規制する地域の指定、水質汚濁、大気汚染の常時監視、汚染土壌の調査、除去命令というような 事務が市の業務となります。例えば自動車や工場などから発生する騒音や振動、それから悪臭について、 地域の実情に応じて規制する地域指定を行ったり、その基準を設定することが市でできるような形になります。以下同様に都市計画、それから産業経済振興の観点でも直接事務をやるような形になりますが、 いずれも地域の実情に応じてきめ細かい対応が可能になりますし、事務処理の迅速化が図れるということになります。

以上が資料3でございます。

続きまして、資料の方では資料4になりますし、協議会の報告書の方では12ページをお開きください。 各種事務事業の取り扱いについてでございますが、このうちと、報告書の12ページの右下に水道料金、ガス料金という部分がございますが、この二つの項目について変わる形になりますので、ご説明をいたします。水道料金とガス料金ですが、従来合併後に統一をするということで調整方針を持っておったわけでございますが、実は中之島町さんは水道が見附市さんの給水区域でございます。つまり見附市さんの施設から中之島町さんに水道は供給されているということです。ガスについては、一部ですが、やはり見附市さんの施設からガスが供給されているというような状況にございます。したがいまして、見附市さんが合併の協議から離れられたわけですので、中之島町さんの水道とガスにつきましては、将来の供給する体制をどうするか、それらも含めて検討を進めていくということになります。したがって、 その部分が変更というような形になります。

なお、それ以外の市民生活にかかわりある行政サービスですが、基本的には前からお話ししておりますとおり、長岡市の制度を基本に調整を行ったものが非常に多うございますので、見附市さんが抜けたことによります影響というのは、それ以外のところではないという結果になっております。

それから、資料にない部分で、お手元にお配りしていない部分で恐縮なんですが、報告書の15ページから22ページまで、新市の将来構想についてまとめさせていただいております。この部分について見附市さんの影響がどうかというような話になるわけなんですが、今回協議会としてつくりました構想は、長岡地域内の住民の方たちや有識者の方たち、さらには地域外の方たちからもさまざまな思いや期待、希望、こういったものを出していただいて、それらをもとに長岡地域全体としてどう発展させていくかという観点でつくり上げております。したがいまして、見附市さんの地域だけをどうしていくかという、いわゆる地域別の整備活動方針というのがあるわけなんですが、この部分は当然見附市分を除くという考え方になりますが、全体の構想自体は変更する必要はないという考え方のものでございます。

なお、今の見附市さんの地域別の整備方針と申しますのは、報告書の21ページをお開きいただきますと、8市町村がそれぞれの地域をどういうような形で整備をして、どういうような形で合併後に活動していきたいかという部分がございますが、この中から見附市さんの部分が除かれるということになります。

報告書の変更については以上でございます。

#### 議長(森 民夫)

ただいま説明がございましたが、ちょっと私自身もわかりにくかったところがありまして、ちょっと 説明を再度お願いしたいんですが、資料2の財政シミュレーションのところは、これは8市町村のは出 ていなくて7市町村のしか出ていなかったんで、ちょっと聞き逃したんですが、見附が入って8市町村 の場合と見附が離脱した7市町村の場合での大きな差は、単年度赤字が1年延びるということと、収支 累計が大体倍ぐらいよくなると、こういうことですか。そこのとこもう一回ちょっと数字で説明してい ただけませんか。

#### 事務局(高橋)

まず、報告書の合併協議会報告書の4ページをお開きください。これが8市町村での計算でございます。それから、今説明しました資料の2と申しますのは、7市町村の計算でございます。つまり報告書の方は従来の8市町村の形ですし、資料2の方は見附市さんが抜けた場合に財政シミュレーションがどうなるかというシミュレーションをしたものでございます。そして、隣に並べて比較をしていただくのが一番わかりやすいわけですが、下の方に表で合併をした場合というのが報告書の方と資料2の方、両方ともございます。今会長申しますとおり、この表の欄外の方に、例えば報告書の方の8市町村の場合は、平成27年度(合併11年目)から単年度で赤字になりますというふうに説明をしております。それから、資料2の方ですが、こちらの方の欄外の方の表記としましては、平成28年度(合併12年目)から単

年度で赤字となりますと。つまり1年間単年度での赤字が先に延びるというのがこの部分でございます。 さらに、累計でどうなるかということになるわけですが、この合併した場合の表の8市町村の方の一番 右下に28という数値が入っておりますが、これが8市町村でシミュレーションした場合の累計でのいわゆる黒字の金額でございます。28億円でございます。そして、資料2の方の同様の場所をごらんいただきますと50億円という数値が入っております。つまり7市町村で計算した場合には50億円の累計の黒字が出るということです。結果として8市町村の場合には28億だったものが7市町村で50億円になると、こういうことでございます。よろしいでしょうか。

#### 議長(森 民夫)

わかりました。

以上で報告は終わりましたが、ご質問がございましたらばご発言をお願いいたします。

# 委員(樋山粂男)

今の場所なんですけれども、収支ですから、これはわかるんですが、平成21年、合併して5年目の収支、これが8カ市町村の場合は36億円、それから7カ市町村の場合は41億円と、約5億円ほどこれは多くなるんですが、この多くなるということについての何かコメントでもちょっといただければありがたいと、こう思うんですけれども。

#### 事務局(高橋)

実は個別に年度単位の試算結果の分析というのはしておりませんが、全体を通しまして、長岡市を基準に制度調整を行ったわけです。つまり結果として見附市さんのサービス水準が上がるというような形の制度調整を行い、その金額がこのシミュレーションの中に反映されております。したがいまして、合併をしたときに見附市さんに制度調整としてかかる予定だった金額が必要なくなったというような結果になっておりますので、その影響が全体としてプラスの方向に出ているという分析はしておりますが、ただ年度単位でこの年度の理由がそれがすべてかと言われると、さまざまな条件が重なってこの数値になっておりますので、この年度についてと言われるとそこまでははっきりわかりません。恐らくはそういったことだろうと思っております。

# 以上です。

#### 委員(樋山粂男)

この資料の4、これの中之島が水道、ガス、これが見附市の供給、言うならば見附市水道局の傘下に あるわけなんですが、これを今度中之島地域をどうするかという問題は今後の問題だと、こういうこと なんですが、一応会長さん、これについてどんなふうにお考えになっているか。

#### 議長(森 民夫)

これは、今のところ事務局はこういう表現になっていますけど、何かお考えありますか。

## 事務局(高橋)

実は、給水区域によって料金を決めるような形になっておりますので、例えば合併後に統一というよ

うな基本的な考え方はあるわけですが、3年から5年の中に統一をしていくという考え方は、基本的な考え方として示されているわけです。ただ、例えば一部事務組合の関係で給水区域がまた違っている市町村さんもおありになりますし、それらも含めて給水体制も含めて全体をどうしたらいいかという議論を法定協議会の中でやっていく必要があるというふうに事務局としては考えております。したがいまして、今の任意協議会の報告という時点では、給水体制も含めて将来検討していきたいと、こういう表現にしておりますが、合併時点での統一というのは、基本的には見附市さんの水道料金に合わせるような形になろうかと思っております。それらも含めて法定協議会の中で協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長(森 民夫)

わかりました。じゃ、基本的には余り大きく変わらないというふうに見ていいわけですね。

委員(樋山粂男)

給水地域を変更するということじゃないということですね。

議長(森 民夫)

そういうことだね。基本的には私も、大きく生活が変化するようなことは避ける方向で法定協議会ま とめるつもりでおりますんで、そこはまた十分協議させていただきながら、ただ方針としてはそういう ことでまいりたいというふうに思います。

ほかに何か今の協議会報告書の変更点につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

見附の離脱で余り大きな影響はなかったというようなことでございますが、よろしゅうございますか。 発言する人なし

議長(森 民夫)

それでは、協議会報告書の変更の点につきましては、この程度にとどめたいと思います。

報告の次の3の法定合併協議会の設置について移りたいと思います。これにつきましては、12月1日に7人の市町村長が集まりまして、本日の協議会で見附市が離脱することによる影響等整理した上で、 法定協議会設置に向けて努力をするということを確認しておりますが、その方向に沿いまして、法定協議会設置に当たって基本となる規約等について事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局(高橋)

お手元にお配りしております資料の中の報告(3)、法定合併協議会の設置についてというものをお出しください。1枚おめくりいただきますと、2ページ目でございますが、資料1というナンバーが振ってありまして、長岡地域合併協議会規約(案)というものがございます。法定協議会を設置する際の一番基本的な事項を定める規約の案ということでございます。これについて説明をいたします。基本的には、任意合併協議会の規約とほとんど変えておりません。変更のある部分についてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第2条の名称でございますが、協議会は長岡地域合併協議会と称するとしております。これは、今まではあくまでも任意の協議会でしたので、任意という言葉を協議会の名称につけておったわけですが、法定の協議会ということになりますと、それぞれの市町村の議会議決を経て設置する形になりますので、あえて任意であるとか、法定であるとかという言葉をつけずに、長岡地域合併協議会という名称にしたいというふうに考えております。

それから、第7条でございますが、協議会構成である委員のことについてここで定めております。任意協議会での協議経過を踏まえて、さらに法定協議会で議論を進めていただきたいというのが考え方でございます。したがいまして、委員構成は任意協議会と同じ構成でということで考えたものでございます。したがいまして、市町村長、市町村の助役、それぞれの市町村の議会議長、それぞれの市町村の議長が推薦する議員、それからそれぞれの市町村長が推薦する住民代表2人、それから構成市町村の長が協議して定める学識経験者を3人ということで考えております。結果として任意協議会と同じ構成メンバーというふうに考えております。

それから、隣の3ページ目でございますが、当然法定の協議会といいましても、任意協議会と同様に協議会の下部組織、それから協議会以外に協議をする機関が必要になってまいりますので、第11条では小委員会、12条で幹事会、13条で分科会、そして14条で事務局を設置するというような考え方で整理をしております。

なお、また1枚おめくりいただきまして、5ページ目でございますが、これはこれからそれぞれの市町村の議会において議案を調整する中で、この規約を添付書類として一緒に議会の方に諮っていただくことになりますが、長岡市のものを例として議案ということで挙げてございます。これは、参考としてお示しするものでございます。

説明は以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

それでは、法定合併協議会の設置につきまして規約の説明がございましたが、ご質問ございましたら ばご発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

「ありません」という声あり

議長(森 民夫)

それでは、特にご意見もございませんようですので、この法定合併協議会の設置については、この程度にとどめたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしましたが、恐らく最後の任意合併協議会になります。この際特に何かご 意見等ございましたらばご発言をお願いしたいと思いますが。特にございませんでしょうか。

委員(今泉 實)

ただいま報告の(3)の中で法定合併協議会の設置について案が示されたわけなんで、案の内容につ

いては特に異存がございませんが、このことが各市町村で決定を見た暁に会議が開かれると、こう思うんでありますけれども、会長としていつごろが妥当な目標を持っておられるかお聞かせいただければありがたいなと、こう思います。

#### 議長(森 民夫)

各議会の都合等がございまして、12月の定例会が、説明会が終了しないので、難しい市町村もございます。そうなりますと、1月末ごろを目途に臨時会で議決をしていただく運びになると思うんですが、それが7市町村順調にまいりますと、2月の上旬から中旬にかけて第1回の法定協議会開催ができるんではないかと思います。その時点で欠けるところがもしありますと、また各市町村に差し戻してもうー回議決をしなきゃいけなくなるということがございます。そうなりますと2月下旬ぐらいにずれ込むこともあるかと思いますが、私としてはやはり7市町村そろって2月の上旬から中旬にかけて第1回の法定合併協議会を開催したいというのが希望でございます。

ほかに特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長(森 民夫)

それでは、ないようでございますので、事務局から何か連絡事項ございますでしょうか。

# 事務局(高橋)

協議会終了後の予定でございますが、恒例の記者会見がございます。会場は、5階の末広の間となっております。前回この会場でやったときと同じ会場でございます。始まりの時間ですが、7市町村の市町村長さんと議長さんがそろいましたら、そろい次第始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、小国町さんの議長さんが欠席されておりますので、小国町の議会代表といたしまして、野田議員さんからご出席をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。

では、以上で本日の会議は終了といたします。

次の協議会は法定協議会ということで、ぜひ7市町村そろってまたお集まりいただければというのが 私の希望でございます。どうも今日はありがとうございました。

(散会 午後6時)